

【会議記録－令和4年6月24日－20220624－1－議会改革検討会議】

1 開催日時 令和4年6月24日（金）11時05分～11時20分

2 開催場所 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 杉本 透

委員 細谷 政幸、石川 巧、山口 美津夫、米村 和彦、ためや 義隆
渡辺 ひとし、大山 奈々子、菅原 直敏、楠 梨恵子

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明

管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一

議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

4 議事

長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しについて

はじめに、長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しの検討趣旨について説明があった（資料1）。

（質疑概要）

（細谷委員） 東京都議会で長期間欠席した議員に議員報酬等が支払われていたことが問題化したとの説明があったが、返金された事実はあるか。

（管理担当課長） 確認して改めてお答えさせていただく。

次に、他の都府県議会の状況について説明があった（資料2）。

次に、座長から、他の都府県議会における状況を踏まえ、本県議会における検討課題（案）が提示され（資料3）、了承された。

（質疑概要）

（山口委員） 県議会議員の報酬について、職員は給与で生活給だと思うが議員報酬は生活給といえるのかどうか。そこで不支給か2分の1か分かれてくると思う。また、診断書について、どこの医療機関のものでもよいのか、あるいは指定された医療機関でないと取れないとかその辺はどうか。

（経理課長） 一点目については、地方自治法の解釈では議員報酬は一定の役務の対価として与えられる反対給付となっているので生活給ではないというのが法の趣旨と考えている。二点目の診断書については、おそらくどこの医療機関という指定はないと思うが、確認して改めてお答えさせていただく。

（山口委員） 職員の場合は産業医がいるが議員の場合はそうではない。ある一定の同じレベルでみないと診断のしようがないのではないかと思い聞いた。

（経理課長） 都府県議会の状況で医師の診断書という規定を設けているところがあるので対応を確認する。

（大山委員） 当会議で検討する議題について、今回は団長会から座長に諮問があったものだが、今後検討していく議題について座長に提案して検討いただくことは可能か。

（杉本座長） 当会議は議長から諮問を受けた内容について検討してきている。慣例としてそうなっているのでご了承願う。

次回は、座長から課題に対する対応の方向性について案を提示し、協議することとなった。

以上